

平成 2 8 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 1 0 月 定 例 会 議 事 録 )

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日 ( 火 ) 1 3 時 3 0 分 ~  
津山市役所 2 F 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 ( 3 2 名 )

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
14 . 坂 本 道 治	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝	20 . 井 家 上 淑 子
22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎	25 . 太 田 裕 恭	26 . 川 崎 久 夫
27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘	29 . 石 本 惠 二	30 . 南 都 芳 明
31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正	33 . 尾 島 宏 明	34 . 山 下 英 男
35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎	37 . 河 本 廣 道	38 . 溝 口 節 子

欠 席 委 員 ( 2 名 )

15 . 福 田 信 吾      19 . 勝 山 修

事 務 局 ( 1 0 名 )

坂 手 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
元 清 水 主 任	杉 井 主 事	三 宅 主 任	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		
二 宮 参 与			

## 議 事

- 議案第 49号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第 50号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 51号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 52号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 53号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 54号 非農地証明願承認について
- 議案第 55号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの  
判断について
- 議案第 56号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 57号 津山市農政審議会委員の推薦について
- 報告第 13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 14号 農地転用届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別紙のとおり

( 1 3 : 3 0 ~ )

事 務 局 長

失礼します。

定刻となりましたので、只今から、平成28年10月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員34名中31名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します

なお、14番坂本委員より遅参の連絡を、15番福田委員、19番勝山委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

皆さんご苦勞様でございます。今年は天候も悪いので、稲刈りも大変だと思いますが、もうちょっと皆さんも残つると聞いておりますので、頑張ってやってみようよう宜しくお願いします。

それでは、今日の審議が速やかに行くようによろしくお祈いします。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもろうてよろしいか。

\*

日 笠 会 長

はい。

30番南都委員さん、31番小島委員さん宜しくお願いします。

お願いします。

\*

日 笠 会 長

はい。

よろしくお祈いします。それでは、議案に入らせて頂きます。

議案第49号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事 務 局 ( 津 山 )

はい、失礼します。それでは、議案第49号の説明を致します。今回、津山地区から6件、勝北地区から4件の計10件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津1-1についてですが、小田中の76歳男性から、同所54歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-2についてですが、小原の96歳女性から、同所75歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-3についてですが、上高倉の82歳女性から、大篠の53歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-4についてですが、下高倉西の81歳女性から、東一宮の40歳会社員男性への、新規就農による所有権移転です。新規就農の為、営農計画書及び誓約書の添付を受けております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-5についてですが、伊丹市の63歳男性から、瓜生原の66歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

続きまして、津1-6についてですが、山方の73歳男性から、東田辺の60歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。津山地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4-1、勝4-2についてですが、譲受人が同一であることから一括して説明致します。

勝4-1につきましては、日本原の71歳男性から、勝4-2につきましては、日本原の49歳男性から、大吉の56歳団体職員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4-3についてですが、大吉の60歳女性から、市場の71歳農業を営む女性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4-4についてですが、玉野市の68歳男性および玉野市の71歳女性から、大吉の49歳無職の男性への新規就農による所有権移転です。新規就農につき、営農計画書および誓約書の提出を受けております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。議案第49号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

大 山 委 員

1区の大山です。津1-1、津1-2について説明します。どちらも親子間贈与ということで、お2人とも農業熱心な方で問題ないと思います。

日 笠 会 長  
森 本 委 員

はい、ありがとうございました。2区の方。

18番森本です。津1-3、津1-4について、説明させていただきます。

まず、津1-3ですけど、この方は健康で家族の方と農業に取り組んでおられる方で、特に問題ないかと思えます。

津1-4について、この方新規就農の方で、私の方で面談して、話を聞いたりしましたけど、意欲のある方で、頑張ってもらえると思いますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
目 瀬 委 員

はい、ありがとうございました。4区の方。

津1-5について説明申し上げます。この件については、譲受人の裏側の土地でございますので、きれいに管理されるであろうと思えます。以上です。

日 笠 会 長  
長 森 委 員

はい、ありがとうございました。5区の方。

16番長森です。津1-6でございますけど、真面目に農業されていると思いますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
川 崎 委 員

はい、ありがとうございました。

勝4-1、4-2ですが、XXXXXXXXXX、この方は4町6反ほどされている方で、問題ありません。

勝4-3について、この人も沢山されていますので、問題ありません。

また、勝4-4については、新規就農ということで、本人に会いまして、ぶどうを作っていきたいようで、親子で農地をやっていくようなので、問題ないと思いま

す。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第49号に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありました、皆さんこれに対して何かありますか。

\*  
日 笠 会 長 ありません。

\*  
日 笠 会 長 ありませんか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

\*  
日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*  
日 笠 会 長 多数、挙手

事務局（津山） はい、賛成多数という事でありがとうございます。  
議案第50号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。議案第50号の説明を致します。今回、津山地区から3件、加茂地区から2件、久米地区から3件の計8件です。議案書のページは、3ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1と1-2は申請人が同一であり、関連している為、一括して説明します。津1-1番・紫保井の田、1,195㎡と津1-2番・紫保井の田、1,219㎡の内159㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は1-1は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.7kW程度の太陽光発電施設1施設で、1-2は1-1の太陽光発電施設工事用の通路としての一時転用で、期間は平成28年11月1日から平成29年3月1日までです。転用事業者は、紫保井にお住まいの団体職員の男性です。相続により農地を取得しましたが、勤めをしており、農業に従事することができず、現在も維持管理をするのに苦労しています。そのため、進入路がなく、耕作不便な申請地を太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、1-1の境界部分については、現状の法面を維持し、雨水排水については、素掘り水路を設け既存水路に流し、1-2の、境界部分については、現状のまま利用し、雨水については、素掘り水路を設置し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・瓜生原の田、808㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力40.0kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、総社にお住いの会社員の男性です。老後の事を考え、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存畦畔と法面を利用し、雨水排水については、排水施設と溜桝を設け、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。瓜生原町内会から、排水承諾書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。続いて加茂。

事務局（加茂） はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2-1番・加茂町下津川の畑、170㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張で、施設の概要は、全高4m程度の車

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

庫兼農業用倉庫 1 棟で、建蔽率は 47% です。転用事業者は、近隣にお住いの農業を営む男性ですが、現在、所有している倉庫が手狭になったため、敷地を拡張し車庫兼農業用倉庫を建築するため転用するものです。転用に当たり、敷地をコンクリート舗装し、雨水については既存の排水溝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。下津川町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、加 2 - 2 番・加茂町下津川の畑、110㎡の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地となりますが、農業用施設用地への用途変更の承認を受けております。転用目的は、露天農作業場です。転用事業者は、先ほどの加 2 - 1 と同じ方ですが、農業における作業場が手狭ということで露天農作業場に転用するものです。転用に当たり、敷地をコンクリート舗装し、雨水については既存の排水溝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。下津川町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久 5 - 1 及び久 5 - 2 につきましては関連議案のため一括して説明させていただきます。久 5 - 1 は、中北下の畑、1,849㎡のうち357㎡、久 5 - 2 は、中北下の畑、52.08㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため第 2 種と判断しています。転用目的は久 5 - 1 が農地の法面整備、久 5 - 2 は敷地の拡張です。事前施工が見受けられたため、地元農業委員の指導により顛末書を添付しての申請となっております。転用事業者は、勝央町にお住いの介護士の女性です。申請地は現在息子さんが居住している居宅の北側に位置しておりますが、急斜面で年々災害の危険が増大する状況にあるため、法面の整備を行うもので、それに伴い発生した残地について、敷地を拡張し既存宅地と一体的に利用するため転用するものです。転用にあたり、建物からの平地を確保し、既存の法面を切土しモルタルを吹き付け、雨水排水は排水施設を新設し既存の排水路へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。中北下水利管理者から排水同意書の提出を受けております。立地を考え、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、久 5 - 3 番・中北下の畑 34㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため第 2 種と判断しています。転用目的は墓地 1 区画及び管理地です。転用事業者は、久 5 - 1 と 5 - 2 と同じく勝央町にお住いの介護士の女性です。現在ある墓地が山深い不便なところにあり、墓地を移転するものです。事前施工が見受けられたため、地元農業委員の指導により顛末書を添付しての申請となっております。転用にあたり、周囲はコンクリート擁壁により対処し、雨水については、砂利敷きとし、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しております。中北下水利管理者から排水同意書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

議案第50号の説明は以上でございます。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

河本委員\* それでは、現地調査の説明をお願いします。

河本委員\* 坂本委員、遅参

河本委員\* 37番、河本です。久5-1と5-2と5-3について、説明します。10月6日に植本委員、松岡委員、事務局と現地調査に行きました。先程、事務局が説明したとおりでございます。久5-1については、家の裏にある畦畔が切り立っておりまして、非常に土砂崩れの危険があるということで、この畦畔をなだらかにしまして、その法面にモルタルを吹き付け、久5-2で、畦畔と宅地の間をもっと広くとり、危なくないようにしようとするものです。

久5-3ですが、申請のとおりでございます。問題ないものと判断しました。宜しくをお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第50号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

日笠会長\* ありません。

日笠会長\* ありませんか。

日笠会長\* はい。

日笠会長\* それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

日笠会長\* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局(津山) 議案第51号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局(津山) はい、失礼します。議案第51号の説明を致します。今回、津山地区から8件、加茂地区から1件、勝北地区から2件、久米地区から2件の計13件です。議案書のページは、5ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・小田中の畑、201㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟で、建蔽率は33%です。転用事業者は、上河原にお住いの会社員の男性です。現在アパートで生活をしておりますが、子どもの成長に伴い、手狭となったので、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック及び水路を設け、雨水を流し、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。神田町内会から、排水承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-2と1-3は申請人及び転用目的が同一の為、一括して説明します。津1-2番・総社の田、520㎡と、津1-3番・総社の畑、847㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力30.0kW程度の太陽光発電施設1施設ずつです。転用事業者は、吉備中央町にお住いの会社員の男性です。祖父の土地を譲り受け、太陽光発電施設として利用するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設け、雨水を流し、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。1-2は高谷池水利組合から、1-3は総社東町内会から、排水承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-4番・総社の畑、188㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用

地で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、隣接地にお住いの会社員の女性です。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック及び水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続させ、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社西町内会から、排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-5番・小原の田、1,538㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画分です。転用事業者は、岡山市に本店を置く、資本金の額13億6,985万円の株式会社で、主な業務は分譲住宅の販売並びに不動産の売買等です。住宅用地とし、教育環境・住環境に適しており、良質な住宅地として開発したいと考え転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存のコンクリート擁壁及び石積みを利用し、雨水排水については、排水路を設け、既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。平松池水利組合からの放流同意書と、転用事業者の宅建業の免許証の写しの提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-6番・高野本郷の畑、45㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、東一宮にお住いの会社員の男性です。隣接する宅地を購入し、居宅を建築するにあたり、申請地も一体として造成するため、転用するものです。転用にあたり、敷地をコンクリートで全て覆い、雨水排水については、既存水路と既存溜桝を利用し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-7番・河面の畑、235㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高7.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は35%です。転用事業者は、大田にお住いの会社員の男性です。現在、アパートで暮らしてありますが、今後の両親・祖父母の生活を考慮して、実家近くでの生活を考え、実家は3世帯が住むには手狭であるため、祖父が所有する申請地を譲り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、排水路を設け、既存水路に接続、生活排水については、合併浄化槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-8番・東一宮の田、348㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高6m程度の居宅1棟で、建蔽率は25%です。転用事業者は、奈義町にお住いの会社員のご夫婦です。現在、アパート住まいであり、子どもも出来、手狭になったので、環境の良い申請地に居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、溜桝を設置し、既存排水路に接続させ、生活排水については、浄化槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっていま



日 笠 会 長  
事 務 局 ( 加 茂 )

す。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2 - 1番・加茂町成安の畑、403㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て、全高8m程度の居宅1棟と全高3m程度の木造平屋建の倉庫1棟で建蔽率は24%です。転用事業者は加茂町成安にお住いの自営業の男性です。現在、父所有の家に同居していますが、子供も大きくなり、現在の住まいでは手狭となったため、父所有の畑を譲り受け、自己所有の居宅と倉庫を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分には既存の石積みを活用し、また、土留めコンクリートを施し、雨水については、U字溝を設け、既存の排水路に接続し、生活排水については公共下水道に接続するなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。地元水利管理者からの差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4 - 1番・市場の畑、470㎡の件についてです。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5m程度の居宅1棟で、建蔽率は36%です。転用事業者は、公務員の男性です。現在、住所地は市場となっておりますが、高野山西の賃貸住宅に居住しており、子供の成長に伴い、手狭となったことに加え、祖母の面倒も見ることになったため、祖母の家に隣接する当申請地に、居宅を建築するため転用するものです。転用に当たり、境界部分については、角フリュームを設置することにより対処し、雨水については、排水路及び沈殿枡を設け、既存の水路に接続し、生活雑排水については合併処理浄化槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。川東町内会から差し支えない旨の意見書の添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、勝4 - 2番・市場の畑、61㎡の件についてです。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は農地への進入路です。転用事業者は市場にお住いの農業を営む女性です。現在、母親が所有する農地への進入路が狭いため、拡幅するものです。転用に当たり、境界については、コンクリート壁を施工し、雨水排水については、排水路と沈殿枡を設け、既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。川東町内会から差し支えない旨の意見書の添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。

勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

説明の前に、議案の訂正を3ヶ所お願いします。久5 - 1の譲受人の職業を団体職員としておりますが、看護師に、建蔽率を23%としておりますが、22%に、

備考欄に、町内会の意見書ありとしておりますが、町内会の排水承諾書ありに、訂正をお願いします。繰り返します、久5 - 1の譲受人の職業を団体職員としておりますが、看護師に、建蔽率を22%に、備考欄を、町内会の排水承諾書ありに、訂正をお願いします。

改めまして、久米地区分の説明を致します。久5 - 1番・一色の畑、621㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高7.5m程度の居宅1棟、カーポート2棟、進入路および法面で、建ぺい率は22%です。なお、敷地面積は500㎡を超えており、法面などを除いた有効面積も500㎡を超えておりますが、残りの面積は39㎡であり、隣接地と一体的に耕作することもできないとのことであるため、過少残地として問題ないものと考えております。転用事業者は、一色にお住まいの看護師の男性です。現在実家にて生活をしていますが、子供の成長に伴い手狭となり、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設け、水路及び法面工により対処し、雨水については、敷地内に排水する施設を設置し、生活排水については、下水に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。一色町内会から、排水承諾書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、久5 - 2、宮尾の田、96㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、宮尾にお住まいのパート職員の男性です。

現在自宅敷地内に2台分の駐車スペースがありますが、家族の帰省時や、来客時には、駐車スペースが足りないため、敷地を拡張し露天駐車場として造成するため、転用するものです。事前施工が見受けられたため、地元農業委員の指導により顛末書を添付しての申請となっております。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水については、コンクリート擁壁内に排水路及び沈殿柵を設け、既存の排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。中須賀町内会から、差支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

議案第51号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

川 崎 委 員

それでは、現地調査の説明をお願いします。

事務局の説明のとおりでございます。事前調査を致しましたところ、問題ありませんでした。宜しく申し上げます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

植 本 委 員

久米の説明をお願いします。

10番植本です。久5 - 1については事前着工もないし、問題ないと思います。それから、久5 - 2については、事前着工が見受けられたものの、顛末書も添付されているということで、差支えないと思います。以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。議案第51号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

日 笠 会 長

ありません。

ありませんか。

\*  
日 笠 会 長

はい。  
それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。  
多数、挙手

\*  
日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。  
議案第52号農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認につ  
いて上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案第52号の説明を致します。今回、津山地区から1件の  
みです。議案書のページは、8ページです。それでは、議案書をもとに説明しま  
す。

津1-9番・勝部の田、1,110㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3  
種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用  
事業者は、勝部に主たる事務所を置く、資産の総額3億1,301万188円の社会福祉法  
人で、主な業務はやよい保育園の設置経営です。現在、職員37名で180名の園  
児を預かり、さらに、一時預かり保育や、子育て支援センターの交流保育を行っ  
ており、朝夕の送迎時には混雑し、入り口道路で待機する状態です。離れた駐車場も  
職員が停めていますが、歩道がなく、通勤時に歩くのに危険を感じる状態でもあ  
るため、保育園に近い当地を露天駐車場として造成するため、転用するものです。転  
用にあたり、境界部分については、水路と法面を設け、雨水を流すなど、土砂流出  
等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から、差  
し支えない旨の意見書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他に  
代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えま  
す。

議案第52号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第52号に対して事務局の説明がありま  
したが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*  
日 笠 会 長

ありません。  
ありませんか。

\*  
日 笠 会 長

はい。  
それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。  
多数、挙手

\*  
日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。  
議案第53号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認に  
ついて上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。説明の前に、議案の訂正をお願いします。津1-11の建蔽  
率を25%としておりますが、26%に、訂正をお願いします。繰り返します、津  
1-11の建蔽率を26%に訂正をお願いします。

改めまして、議案第53号の説明を致します。今回、津山地区から2件のみで  
す。議案書のページは、9ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-10番・下高倉西の田、330㎡の件についてです。農地区分は、農振除外  
された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しておりま  
す。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高6m程度の居宅  
1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、東一宮にお住いの会社員の女性で  
す。現在、アパートに住んでおりますが、実家の近くであり、祖父の面倒を見るの  
で、祖父から借り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、  
境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設置し、雨水を流し、既存水路  
に接続させ、生活排水については、合併浄化槽に接続するなど、土砂流出等周囲へ  
の悪影響を未然に防止する計画となっています。高倉土地改良区から、差し支えな

い旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1-11番・上田邑の畑、469㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高7m程度の居宅1棟と、全高3m程度の車庫1棟で、建蔽率は26%です。転用事業者は、上田邑にお住いの会社員の男性です。現在、実家に住んでおりますが、姉家族が同居する予定となり手狭となるため、申請地を父から借り受け、居宅を建築するため、転用するものです。事前施工が見受けられたため、地元農業委員の指導により願末書を添付しての申請となっております。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、排水路及び沈殿柵を設け、既存水路に接続させ、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。土地改良区には、未所属で、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第53号の説明は以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

小島委員

それでは、現地調査の説明をお願いします。

31番小島です。10月6日に池田委員、石本委員と見に行ってきました。場所は高倉小学校の西側です。あとは事務局が説明したとおりです。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第53号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日笠会長

ありませんか。

\*

はい。

日笠会長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*

多数、挙手

日笠会長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第54号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。

\*

写真回覧、休憩

日笠会長

写真を見てもらうたんで、再開させてもらいます。

筆頭者の方、説明をお願いします。

大山委員

1区の大山です。津1-1から津1-4まで説明させていただきます。

まず、津1-1でございますが、小田中の拘置所の真西に位置しまして、岡山に移住してから20数年経っているということで、畑には木が生えて荒れ放題というのが現状であります。

津1-2は農道の靱保にうどん屋さんがありますが、その近くです。以前は畑で、倉庫が必要になって、農業用倉庫を建ててしまったということです。

次に津1-3は紫保井という所でございますが、沼の自動車学校の谷をまっすぐ北に上がって、大規模農道のすぐ近くということでございますが、父親が早くして亡くなられ、自分も勤めに出たため、農業を全然やってないというのが現状でありまして、致し方ないと思っています。

津1-4ですけど、中道中学校の前ですけど、保育園に駐車場として貸している

				<p>ということで、これは10年以上前ということではないと思います。</p>
日森	笠本	会委	長員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>18番森本です。津1-5ですが、場所は農道の高倉保育園の信号から、少し南へ下って西の方へ行った辺りです。上の2筆は10年以上前に農業用倉庫を建ててしまったということです。残りの1筆は家に入るための進入路に昭和60年ごろよりしてしまっている状態です。</p> <p>津1-6につきましては、津1-5の申請人の息子さんになりますけど、先程の農業用倉庫の作業場のような形で、一体として利用しているようなので、どうしようもありません。宜しくお願いします。以上です。</p>
日	笠	会	長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>津1-7に対して、福田委員が欠席のため、私が代わりに説明します。</p> <p>ここは昔の天神橋の真南の山でして、周辺には墓地がずっとありまして、その一角が農地として残っていて、管理地として平成5年頃から利用していたということです。宜しくお願いします。</p>
本	山	委	員	<p>失礼します。6番本山です。津1-8について説明します。この場所は東が勝中央町、南に美咲町と境界の近くです。備考欄に書いてあるように、昭和50年頃に農免農道を新設しました。その時に倉庫が必要になってきまして、農地法を勘違いしまして、倉庫を建ててしまったのと、310-1番につきましては、ここに書いてあるように先祖代々の屋敷として、継承されておりまして、家を片付けて、また新しい家を作った時に農地と知らずに家を建てたということで、やむを得ないと思いますので、ご審議宜しくお願いします。それから、もう1筆についても農免農道の改良事業に伴って、車庫がなくなったので、この土地を農地と思わず、建ててしまったようですので、ことらも宜しくお願いします。</p>
日	池	会	長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>32番池田です。場所は小田中を上がった、田邑との境の狼塚という所でございます。そこの鉄工所をされとる</p> <p>という人があって、したわけですが、私が出た年からこういう話があって、長年のところで今出てきたところです。立派な倉庫、鉄工所の写真を見てもらったと思いますが、宜しくお願いします。</p>
日	山	会	長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>34番山下です。備考欄に書いてあるとおりで、やむを得ないと判断します。宜しくお願いします。</p>
日	竹	会	長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>11番竹内です。加2-2。加茂町公郷の673-1は資材置場、同じく677-1は家の進入路、同じく684-1は車庫及び庭、同じく684-2も同じく庭、同じく685-1は進入路とそれぞれ利用しておりました。</p>
日	植	会	長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>10番植本です。久5-1について説明させていただきます。場所は181号線を吉井川に当たった所を北に200m程上がった所でございます。備考欄に書いてあるとおり、60年頃農家住宅を建ててしまったということで、問題はないと思います。ご審議宜しくお願いします。</p>
日	光	会	長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>久5-2を説明します。山林化しています。庭の方もかなり大木になっていますので、農地復旧は無理と判断しました。</p> <p>次に久5-3です。これも弟さんが亡くなられていて、致し方ないと判断しますので、宜しくお願いします。</p>
日	笠	会	長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

松岡委員	8番松岡です。久5-4ですけど、場所は佐良山駅から国道429号線を西に4km程行きまして、そこから南に500m程行った所です。ここは隣地が宅地で庭木を植えて宅地の一部として、利用していたものです。致し方ないと思いますので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。久5-3は農業用倉庫と進入路の記載が逆と思いますが、どうでしょうか。
光成委員	そうです。
日笠会長	それではそのように。今議案第54号に対して、筆頭者の方の説明がありましたが、これに対して何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	ありませんか。
* 日笠会長	はい。
* 日笠会長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。 多数、挙手
日笠会長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第55号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
森本委員	18番森本です。津1-1、津1-2について、説明します。現地は高倉から滝尾の駅へ抜ける道路があるんですが、その峠の辺りです。 津1-1は前の土地の所有者が本気で農業されていたんですが、亡くなられて、される方がおらずに長年耕作されず、どうしようもない状態です。 それから津1-2につきましては、先程の所有者のお母さんの名義になっていますけど、結局ご主人が亡くなられてから、耕作される方がおらずに荒れてしまったということです。ここだけで19筆あるんですけど、現地見たら、道路が付いたり、水路が変わったり、中電の鉄柱の関係で、見分けが付かない位、細かく分筆されていますけど、理由は今言ったとおり、原野化した状態ですので、宜しくお願いします。以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
目瀬委員	津1-3についてですが、これは備考欄に書いてあるとおりで、致し方ないと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
竹内委員	加2-1、原野化しており、致し方ないものとして判断しました。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
尾島委員	33番尾島です。勝4-1、勝4-2について説明させていただきます。これは備考欄のとおりで、どうにもなりません。どちらも原状復旧は難しいと思いますので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
川崎委員	勝4-3ですが、備考欄のとおりです。宜しくお願いします。
河本委員	久5-1について、説明します。37番河本です。所有者については、他の地域に出ております。畑も傾斜地で耕作できず、備考のとおり荒れたということがございます。
日笠会長	はい、ありがとうございました。今議案第55号に対して、筆頭者の方の説明がありましたが、これに対して何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	ありませんか。
* 日笠会長	はい。
日笠会長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

*	日 笠 会 長	<p>多数、挙手</p> <p>はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。</p> <p>議案第56号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。</p>
事務局（津山）	日 笠 会 長	<p>はい、失礼します。それでは、議案第56号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。</p> <p>今回の利用権設定は、通常の利用権設定によるものが18ページの表にありますように、田143,761㎡、畑8,395㎡、農業施設用地15,542.27㎡、計167,698.27㎡で、筆ごとの権利の内訳は、19ページから23ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区18件、阿波地区9件、勝北地区12件、久米地区12件の計51件です。また農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるものが、24ページの表にありますように、田463,251㎡、畑5,795㎡、計469,046㎡で、筆ごとの権利の内訳は、25ページから35ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区20件、加茂地区16件、勝北地区12件、久米地区42件の計90件です。</p> <p>以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第56号の説明は以上です。</p>
日 笠 会 長	日 笠 会 長	<p>はい、ありがとうございます。今議案第56号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。</p>
*	日 笠 会 長	<p>はい。</p>
*	日 笠 会 長	<p>よろしいか。</p>
*	日 笠 会 長	<p>はい。</p>
*	日 笠 会 長	<p>はい、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
*	日 笠 会 長	<p>多数、挙手</p>
事務局（津山）	日 笠 会 長	<p>はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。</p> <p>議案第57号津山市農政審議会委員の推薦について上程します。事務局説明願います。</p>
日 笠 会 長	日 笠 会 長	<p>はい、失礼します。それでは、議案57号の説明を行います。</p> <p>現在、委員会から農政審議会委員として日笠会長を推薦しておりますが、9月30日で満了となる為、新たな委員の推薦について依頼のあったものです。</p> <p>任期は11月1日から平成30年10月31日までの2年間となります。ご審議宜しくをお願いします。</p>
坂 本 委 員	日 笠 会 長	<p>はい、ありがとうございました。今農政審議会委員に私になっとるんですが、任期が切れるので、次をとということです。</p>
事務局（津山）	坂 本 委 員	<p>あの、今は誰。</p> <p>今は日笠会長が推薦されています。</p>
坂 本 委 員	日 笠 会 長	<p>うん、よろしい。</p>
*	日 笠 会 長	<p>口々に発言。再任と言う声あり。</p>
*	日 笠 会 長	<p>ほんなら、もう1年弱ですが、させてもらってよろしいか。</p>
*	日 笠 会 長	<p>よろしい。</p>
事務局（津山）	日 笠 会 長	<p>はい、それではさせていただきます。</p> <p>報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。</p>
事務局（津山）	日 笠 会 長	<p>はい、失礼します。それでは、報告第13号について説明します。議案書のページは37ページから38ページです。今回は、相続によるものが4件16筆となっ</p>

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 津 山 )

ております。その他詳細は議案書のとおりです。

報告第13号の説明は以上です。

続いて、報告第14号農地転用届出書の受理について説明して下さい。

はい、失礼します。報告第14号の説明を致します。議案書のページで申しますと、39ページです。今回は、1件のみです。

1-1は、農業用倉庫、及び進入路をつくるというものです。

報告第14号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。

\*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

\*

はい。

日 笠 会 長

無い様でしたら、事務局の方からお願いします。

事 務 局 次 長

ありません。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

それでは、次回の開催連絡をお願いします。

事 務 局 次 長

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の11月の定例委員会ですが、11月10日木曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の11月の定例委員会ですが、11月10日木曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。

それに伴います現地調査ですが、11月8日火曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。

津山地区につきましては、35番神田委員さん、38番溝口委員さん、3番目瀬委員さんをお願い致します。

加茂・阿波地区につきましては、12番只友委員さん、30番南都委員さん、34番山下委員さんをお願い致します。

勝北地区につきましては、27番内田委員さん、28番赤堀委員さん、33番尾島委員さんをお願い致します。

久米地区につきましては、13番光成委員さん、25番太田委員さん、37番河本委員さんをお願い致します。

次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。この後、先月井家上委員さんと溝口委員さんが、岡山県女性農業委員の会美作ブロック研修会に参加されました。その報告がありますのでもう少しおってください。

木 下 会 長 代 理

それでは、これもちまして10月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。

\*

お疲れ様でした。

( 1 4 : 4 5 終 了 )



上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 印

---

署名委員 印

---